

令和5年第6回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和5年6月22日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 尾 上 慶 昌 |
| 教育長職務代理者 | 大 河 龍 生 |
| 委 員 | 池 坂 めぐみ |
| 委 員 | 志 水 矛 |
| 委 員 | 井 本 学 明 |
- 4 委員以外の出席者
- | | |
|-----------------|---------|
| 教 育 次 長 | 高 見 博 之 |
| 教 育 次 長 | 入 潮 賢 和 |
| 学校給食センター担当参事兼所長 | 正 木 洋 志 |
| 総 務 課 長 | 近 藤 雅 之 |
| こども育成課長 | 山 内 陽 子 |
| 幼児教育指導担当課長 | 中 塚 真由美 |
| 学校教育課長 | 田 中 豊 史 |
| 生涯学習課長 | 松 本 久 典 |
| 文化財課長兼市史編さん担当課長 | 中 田 宗 伯 |
| スポーツ推進係長 | 笠 原 裕 之 |
| 中央公民館長兼市民会館長 | 本 家 信 治 |
| 図書館長 | 狩 川 真 人 |
| 書 記 | 澁 谷 文 江 |
- 5 付議事項
- 報告 8 令和4年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について
- 報告 9 専決処分の報告について
- 専第3号 赤穂市社会教育委員の委嘱について
- 専第4号 赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 専第5号 赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について
- 専第6号 赤穂市新学校給食センター整備事業に係る請負契約の締結について
- 専第7号 赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事請負契約の締結について
- 専第8号 赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱の制定について
- 専第9号 赤穂市部活動地域移行協議会委員の委嘱等について
- その他 (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について
- (2) 夏季休業に係る生徒指導について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 井 本 学 明

署 名 人 大 河 龍 生

令和5年第6回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第6回定例教育委員会を開会いたします。

委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

はじめに、令和5年第5回教育委員会議事録の署名を志水委員と井本委員にお願いします。

(教育長署名後、志水委員、井本委員の署名)

次に、教育長の報告を行います。

(別紙「教育長活動報告」のとおり報告)

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。井本委員と大河委員にお願いいたします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

報告9専第3号ないし専第5号及び専第9号については、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に、その他(1)については同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

全委員
教育長

異議なし。

以上のとおりの賛成をもちまして、報告9専第3号ないし専第5号、専第9号及びその他(1)は、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。

報告8「令和4年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(令和4年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について議案2～9ページに基づき説明を行った。)

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

お聞きしたいんですが、4ページの「収入未済額」というのは、どういう形のものなんでしょうか。

事務局
委員

学校給食費の未納の額となっております。

多分、いつからか引き落としになったと記憶しているんですが、それでもやっぱり未納というか、残っている状態なんでしょうか。それとも、引き落とし手続をしていない状態なんでしょうか。

事務局

保護者からの学校給食費の納付につきましては、原則、口座振替の手続をしていただいております。ご家庭から登録申請のあった口座から引き落としをしているんですけども、残高不足といった形で引き落としができない方、また口座登録そのものをしていただけな

い方というのが存在しているのが実情でございます。ただ、学校園を通じまして、学校給食費の督促等の連絡をさせていただきまして、現金で納付書で納付をしていただいたり、また再振替の督促をすることによって納付して頂いたり、というふうなことで徴収には努めているんですけれども、なかなかすべての方が完全に学校給食費を収めていただけていない状況が続いております。

委員

今、この件でいくと、ただいまの説明であれば、令和5年度の予算額の中の過年度給食費が、468,853円になりますよね。そうすると、4年度から見ると100倍以上の金額になりますけれども、それでそのあと、25,000円補正を組まれて、29,000円入っているという形ですけれども、これがこの46万なにがしが、そのまま令和5年に入ってくると、回収率と申しますか、それがいつまで続くのかっていうのは、ほかの団体なんかは、もうそのままっていうのは結構あるんですよね。どういう形になるのか、決まりがあるんでしょうか。

事務局

収入未済額合計468,853円が、4ページの決算書で申しますと、2の過年度給食費29,000円のところに、この額が計上されるということになります。したがって、未納の方につきましては、例えば中学校を卒業された方もその中には含まれておりますけれども、郵送なり徴収の督促を続けながら、納付していただくように努めてまいりたいというふうに考えております。それでもなお納付がない場合は、給食会会計に則りまして5年間で債権の消滅時効と規定しておりますので、督促で収納がなければ最終的には不能欠損という形で予算から消す、といったような手続になろうかと考えております。

委員

9ページの「令和4年度の栄養の摂取状況」、今、所長さんの方から文科省基準よりも下回っているものについては、令和5年度には献立を工夫して補いたい、という話がありました。子どもたちの好き嫌いもあります。それから、今、先生の方が強制的に、無理やり食べさせておっても問題になりますし、基準の時間を超えて食べさせておっても保護者の方からいろいろ話があるような時代でもあります。非常に難しい時代になってきておりますけれども、どうか献立の方で、何とか子どもたちの食べやすいものを工夫して、少しでも工夫して頂けたらと思います。よろしくをお願いします。

事務局

ありがとうございます。栄養教諭の方も「栄養価」「彩り」「肉、魚、野菜の組み合わせ」等、色々考えて提供してっております。令和5年度に入りまして、コロナ禍の社会情勢が変わったこともありまして、今年度に入って給食の残渣率も大幅に改善され、残渣が少ない状態でセンターの方に戻ってきているということが続いてお

ります。その中でも、成長に必要な栄養素をバランスよく取りながら、充実した内容になるように努めてまいりたいと考えております。引き続きよろしく願いいたします。

教育長

他にご質疑はございませんか。ご発言がないようですので、報告 8「令和 4 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について」の報告を終わります。次に、報告 9「専決処分の報告について」の専第 3 号ないし専第 5 号について、事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、「専決処分の報告について」専第 3 号から専第 5 号について一括で説明を行い、その後審議を行った。]

教育長

次に、専第 6 号「赤穂市新学校給食センター整備事業に係る請負契約の締結について」事務局の説明をお願いします。

事務局

(赤穂市新学校給食センター整備事業に係る請負契約の締結について議案 17 ページ及び議案参考資料 2 ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、専第 6 号の報告を終わります。

次に、専第 7 号「赤穂西中学校（C 棟外）大規模改修工事請負契約の締結について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(専第 7 号「赤穂西中学校（C 棟外）大規模改修工事請負契約の締結について議案 18 ページ及び議案参考資料 3 ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、専第 7 号の報告を終わります。

次に、専第 8 号について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱の制定について、議案 19～20 ページに基づき説明を行った。)

教育長

教育委員会を暫時休憩いたします。

教育長

教育委員会を再開します。

事務局

(赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱の制定について、議案 19～20 ページに基づき説明を行った。)

教育長

ご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、今説明がありました専第 8 号の設置要綱の制定を受けまして、専第 9 号について、お諮りします。事務局の説明をお願いします。

[非公開案件として、専第 9 号「赤穂市部活動地域移行協議会委員の委嘱等について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長

次に、その他（１）「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長

次に、（２）「夏季休業中における生徒指導について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

（ 夏季休業中における生徒指導について議案２６～２９ページに基づき説明を行った。 ）

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

２８ページの「（４）ネット上のトラブルの未然防止」という中で、３つ目の白丸の「ネット上の掲示板やSNS等にある『アルバイト募集』云々」の注意事項なんですけれども、最近では大きい町だけでなく小さな町の中でもこういう闇バイト的なことでアルバイトをしたり、殺人まで犯したりしたということを目にします。赤穂市の小学生や中学生が絶対しないということも限りませんので、将来的にも加害者あるいは被害者にならないような指導をぜひ徹底してお願いしたいと思います。それから、夏季休業中とは関係ないんですけども、感想を言わせていただけていいですか。６月３日に市内の小学校の運動会ということで、私は御崎小学校に行かせていただきました。その時の感想なんですけれども、最近、インターネットを見ますと、午前中の運動会がいいのか悪いのか、賛否両論あります。午後も行われていた場合は、手作りのお弁当を食べて、だいたい終了が２時半、あるいは３時ぐらいになっていたと思うんですけども、子どもたちの様子を見てみると、特に閉会式の様子なんですけど、この前見た時にはほとんどの子が笑顔でした。２時半、３時ごろまで午後も引き続いてやっていた時には、かなり疲れ切った様子をしている子どもも多々見受けられました。また、熱中症の問題もあります。そういうことを考えると、個人的には、午前中の運動会もありかな、というふうなことを思いました。僕らがどうこう言うふうな立場でもないですが、いち参加者として、そういうようなことを思ったということを述べさせていただきました。以上です。

事務局

１点目のSNSの使い方、ネットでのトラブルにつきましては、小学校のころから使い方、危険性、正しい使い方などを引き続き指導してまいります。ご指摘、ありがとうございます。また、いろいろな新聞報道等ありましても、注意しながら事例を取り上げて、危険性などについても確認をしていきたいと思っております。２点目の運動会につきましては、コロナの後の学校行事全般につきまして、コロ

ナ前の行事に戻していくのがいいのか、これから更に創造しながら、よりよい学校行事にしていきたいと思います。運動会もその一つだと思います。ご意見を参考にさせていただいて改善してまいります。ありがとうございます。以上です。

教育長

他にご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、(2)「夏季休業に係る生徒指導について」の報告を終わります。

その他事務局から報告事項等ございますか。

事務局

(令和5年第7回定例教育委員会及び総合教育会議を7月25日(火)午後2時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。)

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第6回教育委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

(午後2時56分閉会)